

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十五号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二号中「第十六条第三項」を「同条第三項」に改める。

別表七六の項中「四八四」を「三五六」に改め、同表一二五の項中「一一」を「七」に改め、同表中三二八の項を三三〇の項とし、二九二の項から三二七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二九一の項中「二四」を「二五」に改め、同項を同表二九三の項とし、同表中二九〇の項を二九二の項とし、二六九の項から二八九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二六八の項中「二五」を「一六」に改め、同項を同表二七〇の項とし、同表中二六七の項を二六九の項とし、二五七の項から二六六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二五六の項中

を
六・一・七二から
六二・〇三三まで
二二
に改め、同項を同表二五八の項とし、同表中二五五の項

六〇・〇四から
六二・〇三三まで
三

を二五七の項とし、二三四の項から二五四の項までを二項ずつ繰り下げ、二三三の項を二三四の項とし、同項の次に次のように加える。

一二三五	UR朝霞浜崎住宅	朝霞市朝志ヶ丘 一丁目	高層耐火	四二・二九	五
------	----------	----------------	------	-------	---

別表中二三二の項を二三三の項とし、一二七の項から二三一の項までを一項ずつ繰り下げ、一二六の項の次に次のように加える。

一二七	UR所沢パークタウン並 木通り住宅	所沢市並木八丁 目	高層耐火	四四・一六から 四五・五四まで	八
-----	----------------------	--------------	------	--------------------	---

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表七六の項中「五八・一一」を「七四・一九」に、「二八二」を「三四六」に改め、同表二五二の項中「三五五」を「四二二」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。